平成２２年（フ）第１４０７７号
東京都江戸川区東葛西２丁目20―９
債務者　山本　　徹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０７９号
神奈川県川崎市麻生区高石６丁目17―13―311
債務者　飯塚　修一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０８１号
東京都大田区大森北１丁目17―12―1001
債務者　下山　彩子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０８８号
東京都葛飾区柴又６丁目３―22―102
債務者　矢尾　美樹（旧姓田沢）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９０号
東京都葛飾区水元４―６―２、住民票上の住所埼玉県三郷市戸ヶ崎２丁目449
債務者　福岡　紘子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９１号
埼玉県川越市石原町１丁目39―22―202
債務者　木島　明美（旧姓渥美）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目27―17―304
若葉グリーンプラザ八番館
債務者　門阪　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９５号
神奈川県横浜市港南区上永谷３丁目35―23
債務者　高田　幸二
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９６号
神奈川県藤沢市遠藤3627―７
債務者　磯和　邦彦
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９７号
神奈川県川崎市中原区下小田中３丁目31―12―304
債務者　中村貴美子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９８号
東京都世田谷区三宿１丁目11―11　坂野方
債務者　江頭　　一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０９９号
神奈川県横浜市都筑区東山田３丁目23―４―301
債務者　鳥居　建十（旧姓牧島）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１００号
東京都足立区江北７丁目７―12
債務者　本間　章予（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１０６号
東京都練馬区上石神井１丁目36―13―104
債務者　三輪　利文
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１３号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目19番16号　大倉荘チ号室
債務者　岩村　千秋
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部